



ごみ減量へ！
がんばる
自治体

京都市の ごみ減量について

京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課

1 ごみ量の推移と現在の状況

京都市のごみ量（市受入量）は、平成12年度にピーク（82万ト）を迎えた後、長きにわたる市民・事業者の皆様のご御尽力により、38.5万ト（令和2年度実績。ピーク時から20年連続で減少）となり、「新・京都市ごみ半減プラン」（平成27年3月策定）の目標（39万ト）を達成することができました。また、家庭ごみと事業ごみを合わせた市民1人1日当たりのごみ量は、759グラム/人日となり、50万人以上の都市の中で最もごみ排出量が少ない都市となりました。

一方、既存のクリーンセンターをできるだけ長く使っていくため、また、京都市の唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地をできるだけ長く活用していくためには、引き続きごみの減量を図る必要があります。さらには、少子長寿社会の進展（高齢化率の増加）や大規模な自然災害の発生（による大量の災害廃棄物の発生）への備えや、大きく変化する国内外の情勢を踏まえ、「持続可能な」社会づくりとも調和する新たな施策の展開が必要です。

そのため、京都市では、モノの生産に必要な最小限の資源が循環利用されるくらしや事業活動の下、地球環境への負荷が持続可能なレベルに抑えられ、自然災害や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる「持続可能な循環型社会」の実現を目指し、これまで進めてきた2R（リデュース＜発生抑制＞、リユース＜再使用＞）及び分別・リサイクルにリニューアル（再生可能資源の活用）※という考え方を新たに加えた「京（みやこ）・資源めぐるプラン（京都市循環型社会推進基本計画＜2021-2030＞）（以下「めぐるプラン」という）」（令和3年3月）に基づき、各種取組を進めています。

※石油等の化石資源と比べて短時間で再生できる資源（再生可能資源：植物などの天然資源）を原材料として利用することで、資源の枯渇や温室効果ガスの発生を抑制するという考え方

2 ごみ減量に向けた具体的な取組

（1）ごみの組成調査の実施

京都市では、昭和55年から全国に先駆けて、毎年、京都大学の御協力の下、実際に家庭から排出されるごみを約300項目に分類し、排出実態を把握する「ごみ細組成調査」を実施しています。

本調査によって得られた結果は、ごみ減量施策の企画・立案に活用するほか、市民の皆様への啓発等にも積極的に活用しています。



（2）食品ロスの削減

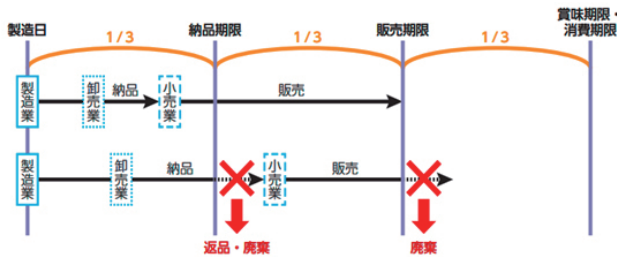
京都市では、「新・京都市ごみ半減プラン」（平成27年3月）において、政令市で初めて食品ロスの削減目標を設定したほか、「使いキリ」「食べキリ」「水キリ」の3つの「キリ」に取り組む運動「生ごみ3キリ運動」の強化や、食品ロスの削減に資する取組を行っている食品小売店等を「京都市食べ残しゼロ推進店舗」（政令市最多の1,700を超える店舗を認定）として認定する制度の推進など、全国をリードする食品ロス削減に向けた取組を推進してきました。

現在も「めぐるプラン」の重点施策として、「全国をリードする『食品ロス削減のまち』の実現」などを進めていくこととしており、市民と事業者の皆様双方

をつなぐ取組として、これまで先進的に進めてきた「販売期限延長の取組」と併せて、賞味・消費期限の近いものから購入する「てまえどり」の呼び掛けなど、様々な取組を進めています。

<販売期限の延長の取組>

製造日から賞味期限・消費期限までの期間を概ね3等分し、納品期限・販売期限までに食品の納品、販売を完了しなければ、食品が賞味期限・消費期限前であっても廃棄されている「1/3ルール」(下図参照)といわれる商慣行に着目し、食品スーパーの協力を得て、一部の商品について販売期限を賞味期限・消費期限当日まで延長する「販売期限延長の取組」を令和元年度から実施しています。



販売期限の延長を知らせる店舗の掲示

<「てまえどり」の呼び掛け>

食品スーパーの売り場では、買い物客が少しでも賞味期限・消費期限が長い商品を購入しようと陳列棚の奥の方の商品に手を伸ばす姿をよく見かけます。

京都市では、事業者からの食品ロスを消費者との相互理解により削減する取組として、陳列棚の手前の商品から取るよう呼び掛ける「てまえどり」に着目し、令和3年度の環境省の食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業の採択を受け、事業者・消費者両面からの「てまえどり」の食品ロスの削減効果の検証に取り組みました。その結果、「てまえどり」を実践していただいた市民モニターからは、食品ロスに対する意識や行動が向上したこと、事業者側から排出される食品廃棄率が前年同月より3~7割減少したことなど、「てまえどり」が食品ロス削減につながったことがわかりました。



(3) プラスチックの資源循環

国において、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下『プラ新法』という)」が制定され、プラスチックの資源循環の促進に向けた取組が加速しています。

本市では「めぐるプラン」に、徹底した使い捨てプラスチックの削減やプラスチックの資源循環を重点施策とし、ペットボトルの半減など、国を大幅に上回る削減目標を掲げるとともに、製造業者や販売業者との連携等により、徹底した排出抑制、再生可能な素材への切替、効果的な回収とリサイクルなど、2R及び分別・リサイクルの取組を進めていくこととしています。

プラスチックごみの削減に向けては、これまで、企業側、消費者側の意識改革、行動変容が重要と考え、レジ袋の有料化やマイボトル推奨の取組など、2Rを中心とした各種取組を進めてきましたが、更なる取組の強化が必要な状況です。

そのため、今後、国の動向を見据え、マイボトルやマイバッグの携帯等をさらに推し進めるとともに、「プラ新法」により、事業者に対して、スプーンや歯ブラシ等の使い捨てプラスチック製品の削減が要請されることを受けて、市民だけでなく、事業者の行動変容を促していきます。

また、同法で市区町村に求められている、家庭から排出されるプラスチック製品の分別収集・再商品化については、本市では、令和3年7月から一部の地域においてプラ製品の分別回収に向けた社会実験を実施した結果等を踏まえ、効果的、効率的な実施方法を総合的に検討した上で、令和5年4月からプラ製品とプラ容器包装の一括収集の方法で実施することとしました。



社会実験の様子

今後ともこれらの取組を通じて、企業、消費者双方に対して使い捨てプラスチックに頼らないライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を図ることで持続可能な「循環型社会」の実現を目指し、環境先進都市・京都として全国をリードする取組を推進していきます。